

新型コロナワクチン情報

国の方針に基づき、市では新型コロナワクチンの3回目接種の実施について、準備を進めています。

今号では、3回目接種や接種証明書（電子版）など、ワクチンに関連する最新情報についてお知らせします。



新型コロナワクチン3回目接種

新型コロナワクチンの3回目接種の時期は、2回目の接種完了から原則8か月以上経過後です。2回目を6月30日に接種した場合は、8か月後の2月末に「30日」がないため、翌月1日以降である3月1日から接種が可能になります。地域の感染状況、クラスターの発生状況など特殊な状況で、厚生労働省と相談のうえ、6か月で接種ができる場合がありますが、自治体が接種間隔を自由に変更できるものではありません。ワクチンも8か月後を前提に自治体に供給されます。

対象は18歳以上の人です。重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患を有する人、重症化リスクの高い人と接触の多い介護従事者、職業上の理由などによりウイルス曝露リスクの高い医療従事者などは、特に3回目接種を受け

ることが推奨されています。18歳未満の人は、現時点では対象ではありません。

3年4月末までに2回接種した人には11月下旬に接種券を郵送しています。2回接種した後に転入した人などは、接種券発行の手続きが必要です。詳しくは市ホームページか市コールセンターにお問い合わせください。

3回目接種に使用するワクチンはファイザー製ワクチンです。モデルナ製ワクチンは今後の薬事審査後に使用の可否が議論される予定です。

なお、国は4年3月以降に3回目の職域接種を開始する方針で、使用するワクチンはモデルナ製を予定しています。

■新型コロナワクチンを1回も接種していない人や2回目のみ接種できていない人 個別医療機関で接種を行っています。実施している医療機関は、市ホームページか、市コールセンターへお問い合わせください。

■新型コロナワクチン予防接種の実施期間の延長 新型コロナワクチンの臨時接種の期間が、厚生労働大臣の指示で、現行の4年2月28日までから、4年9月30日までに延長になることが決まりました。

■新型コロナワクチンの接種証明書（電子版） 国では新型コロナワクチン接種証明書（電子版）に係る体制を構築中で、12月中旬頃に開始する見込みです。スマートフォン上の専用アプリから証明書の申請、取得、表示が可能になります。取得方法など詳細は決まり次第、市ホームページなどでお知らせします。

接種証明書（電子版）の申請にはマイナンバーカードが必要です。マイナンバーカードの取得には時間がかかりますので、接種証明書（電子版）を希望する人で、まだ持っていない人は、早めに申請をしてください。

■小児の新型コロナワクチン接種 小児の接種については国で議論がされていて、今後、5歳から11歳の子の接種が始まる可能性があります。正式に接種することが決まったときはお知らせします。

**お問い合わせは
市コールセンター**
☎0570-001-098 ※通話料有料
8:30~17:15 (土日・祝日も実施)

令和4年度の市民税・県民税制度が一部改正されます

税制改正により、住宅ローン控除の特例やセルフメディケーション税制の対象などが一部見直されました。令和4年度の市民税・県民税から適用になります。お問い合わせは市民税課 ☎421-6691へ

●住宅ローン控除の特例の延長等 住宅ローン控除（住宅借入金等特別税額控除）の控除期間を10年から13年とする特例について、一定の期間に契約した場合、入居の期限を3年12月末から4年12月末までに延長します。また、今回延長された部分に限り、床面積要件を緩和します。
(対象)

| 種別 | 契約時期 | 入居時期 | 面積要件 |
|--------|--------------------|-------------|---|
| 注文住宅 | 2年10月から3年9月末までに契約 | 4年12月末までに入居 | 床面積40㎡以上。ただし、50㎡未満の場合は13年間の控除期間のうち、その年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超える年については適用しません。 |
| 分譲住宅など | 2年12月から3年11月末までに契約 | | |

※その他の要件等は現行の住宅ローン控除と同様です

●退職所得課税の適正化 勤続年数5年以下の法人役員等以外の退職所得について、収入金額から退職所得控除額を控除した残額が300万

円を超える場合の退職所得の計算が、次のとおり変更になります。4年1月1日以後に支給される退職所得から適用になります。

<改正前>

$$\text{退職所得} = (\text{収入金額} - \text{退職所得控除}) \times 1/2$$

<改正後>

①収入金額—退職所得控除が300万円以下の場合（変更なし）

$$\text{退職所得} = (\text{収入金額} - \text{退職所得控除}) \times 1/2$$

②収入金額—退職所得控除が300万円を超える場合

$$\text{退職所得} = \text{収入金額} - \text{退職所得控除} - 150\text{万}$$

<参考>

$$\text{退職所得控除} = 40\text{万円} \times \text{勤続年数} \quad (2\text{年未満の場合は}80\text{万円})$$

$$\text{退職所得に係る税額} = \text{退職所得} \times \text{税率} \quad (\text{市民税} \cdot \text{県民税}10\%)$$

●セルフメディケーション税制の見直し セルフメディケーション税制の対象となる医薬品の範囲について見直しを行い、手続きの簡素化を図ったうえで、適用期限を5年延長します。見直しの対象となった医薬品については、5年度分以後の個人住民税から適用します。

※セルフメディケーション税制 健康の保持増進や疾病の予防として一定の取り組みを行って、対象となる医薬品の購入金額が年間で1万2,000円を超える場合、超える部分について上限8万8,000円の金額に応じた所得控除を受けられる制度。

八千代市社会福祉協議会が行うリサイクル

市が資源物で回収していない不要になった「金属が含まれる入れ歯」や未開封の「大人用紙おむつ」を回収しリサイクルしているほか「使用済み切手」を集めて売却した収益金を地域福祉に役立てています。

まだ食べられるのに捨てられてしまう食品を家庭や企業などから引き取り、福祉施設や生活困窮者などへ無料で提供する「フードドライブ」の受け取り窓口にもなっています。詳しくは市社会福祉協議会 ☎483-3021へ。

| | |
|---|---|
| 不法投棄通報受付専用電話 | 粗大ごみ受付専用電話 |
| フリーダイヤル（ファクス兼用） やちよし ゴミゼロ 0120-844-530 | （収集依頼受付・要予約） 483-4506 平日9時～16時30分 (祝日を除く) |

| 12月の資源物・ごみ収集日 | コメ | 該当地域 | 指定袋使用 | | 資源物 | | コメ | 該当地域 | 指定袋使用 | | 資源物 | | ◆お問い合わせは、クリーン推進課 ☎421-6768 または清掃センター ☎(483)4521-1 ☎(486)10011へ |
|---------------|----|--|--------------------|-----------------|-----------------|--------------|----|---|--------------------|-----------------|-----------------|--------------|---|
| | | | 不燃・有害ごみ | 可燃ごみ | びん・缶類 ペットボトル | 紙・布類 紙パック | | | 不燃・有害ごみ | 可燃ごみ | びん・缶類 ペットボトル | 紙・布類 紙パック | |
| 1 | | 大和田(成田街道南側) 村上(3200・3300・3500番台の成田街道南側) 萱田町(成田街道南側) 大和田新田(県道幕張八千代線から東側) 高津(県道幕張八千代線から東側) | 7(第1火) 21(第3火) | 月・水・金 31日は休み | 木 | 土 | 9 | 村上(成田街道北側で新川西側)、萱田町・萱田・大和田(成田街道北側から東葉高速線南側)、大和田新田(300・400・500・700番台の成田街道北側から東葉高速線南側)、ゆりのき台1・2丁目 | 2(第1木) 16(第3木) | 月・水・金 31日は休み | 火 | 土 | |
| 2 | | 八千代台北 | 14(第2火) 28(第4火) | | | | 10 | 高津(県道幕張八千代線から西側)、高津東 大和田新田(100・200番台の成田街道南側で 県道幕張八千代線から西側) | 9(第2木) 23(第4木) | | | | |
| 3 | | 八千代台西、八千代台南 | 7(第1火) 21(第3火) | | | | 11 | 高津団地 大和田新田(1~99番地の成田街道南側) | 2(第1木) 16(第3木) | | | | |
| 4 | | 八千代台東 | 14(第2火) 28(第4火) | | | | 12 | 大和田新田(900・1000・1100番台の成田街道 北側から東葉高速線南側)、緑が丘2~4丁目、 緑が丘西(東葉高速線南側) | 9(第2木) 23(第4木) | | | | |
| 5 | | 上高野 | 1(第1水) 15(第3水) | | 金 | 月 | 13 | 勝田台 | 3(第1金) 17(第3金) | 火・木・土 | 水 | 月 | |
| 6 | | 村上団地 | 8(第2水) 22(第4水) | 火・木・土 | | | 14 | 勝田台南、勝田、麦丸、ゆりのき台3~8丁目、 萱田町(500番台を除く東葉高速線北側) 萱田(東葉高速線北側) | 10(第2金) 24(第4金) | | | | |
| 7 | | 村上(新川の東側)、下市場、村上南、 勝田台北 | 1(第1水) 15(第3水) | | | | 15 | 萱田町(500番台の東葉高速線北側)、 大和田新田(東葉高速線北側)、吉橋、尾崎 緑が丘1・5丁目、緑が丘西(東葉高速線北側) | 3(第1金) 17(第3金) | | | | |
| 8 | | 神野、保品、下高野、米本、米本団地、 堀の内 | 8(第2水) 22(第4水) | | | | 16 | 真木野、小池、佐山、平戸、神久保、島田台、 島田、桑橋、桑納、大学町 | 10(第2金) 24(第4金) | | | | |